

①感染者との接触があった方を特定するために対象となる期間は？

①感染者が有症状の場合：症状が出た日の2日前（ 年 月 日）から
療養解除日（10日間経過かつ症状軽快後72時間）まで

②感染者が無症状の場合：検体を採取した日の2日前（ 年 月 日）から
療養解除日（7日間経過）まで

②上記の期間中に感染者の出勤がありましたか？

はい

いいえ

事業所内の濃厚接触者はいないと判断して構いません

③感染者と下記いずれかの接触があった従業員はいますか？

- 感染者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、感染者と15分以上の接触があった
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに感染者を診察、看護もしくは介護をした
- 感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接触れた可能性が高い

※濃厚接触者の定義は国立感染症疫学センターの「新型コロナウィルス感染症患者に対する積極的疫学調査（令和3年1月8日版）」のものです

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・近距離で、飲食しながら会話をした
- ・休憩室や更衣室でマスクをしないで会話をした
- ・喫煙所で、一緒に喫煙をした
- ・近い座席で長時間を過ごした
- ・換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

はい

いいえ

- 濃厚接触の可能性のある従業員はいませんが、感染者の最終出勤日から7日間は事業所内で症状のある人がいないか確認してください
- 症状が出現した従業員がいる場合は、速やかに医療機関を受診するよう促してください

上記いずれかに該当する従業員は濃厚接触者の可能性があります

- 感染者と最後に接触した日から7日間は健康観察期間として自宅待機してください
- 健康観察期間中の行動については、新潟県ホームページ「濃厚接触者の定義に該当する方へ」をご案内ください。